

令和2年7月17日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

平素は、大阪市福祉行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府においては、6月14日以降、新型コロナウイルス陽性患者の発生が増加傾向にあり、特に、20代を中心とする若者の感染が全体の約8割を占め、夜の街の関係者及び滞在歴のある人への感染が拡大しているとの状況が確認されております。

このような中、大阪府では、7月12日に新型コロナウイルスに関連した患者の発生等の状況が「府民に対する警戒の基準」に達したことを受け、「第21回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において、イエローステージ（警戒）の期間における対応方針に基づく取組みが決定されました。

つきましては、重症化が懸念される高齢者や基礎疾患を有する方々等が利用される社会福祉施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、別添資料をご参考に、引き続き、より一層の感染拡大防止対策と、職員からの感染を防ぐため、職員への注意喚起や健康管理の徹底をお願いいたします。

さらに、全国的にも社会福祉施設等におけるクラスター発生事案が散発していることを踏まえ、衛生用品等の備蓄の確認や職員等が感染した場合の対応マニュアルの策定・見直し、当該マニュアルを活用した演習の実施等、クラスター発生への備えに遺漏なきようお願いいたします。特に、入所施設や居宅サービスは、サービス

継続の必要性が極めて高いことから、事前の準備が重要であることにご留意ください。

また、本市ホームページにおいて、社会福祉施設等関係者の方向けに、感染症対策の動画やチェックリスト等を掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

参考資料

- ・【参考1】【大阪府発出】新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について
- ・【参考2】 社会福祉施設等の皆様への注意喚起
- ・【参考3】 ヘルパー必携！訪問介護員のためのチェックリスト
- ・【参考4】 通所・短期入所職員必携！介護職員のためのチェックリスト
- ・【参考5】 入所・居住系サービス職員必携！介護職員のためのチェックリスト
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000620870.pdf>)
- ・大阪市ホームページ「(動画を掲載しています) 障がい福祉サービスを利用される方への新型コロナウイルス感染防止策について」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000506205.html>)

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608